真岡市市制施行70周年記念協賛事業実施要項兼真岡市市制施行70周年記念事業 キャッチフレーズおよび真岡市市制施行70周年記念事業ロゴマークの使用に関する要項

1. 趣旨

この要項は、真岡市市制施行70周年記念事業実施方針に賛同し、その目的に沿って行われる事業について、事業を主催する者(以下、主催者という。)の申請に基づき、真岡市市制施行70周年記念協賛事業(以下、協賛事業という。)として実施する際に必要な事項を定めるものとする。

なお、真岡市市制施行70周年実行委員会(以下、実行委員会という。)が協賛事業と認めた 事業は、真岡市市制施行70周年記念事業キャッチフレーズおよび真岡市市制施行70周年記 念事業ロゴマーク(以下、ロゴマーク等という。)の使用を認めることとする。

2. 真岡市市制施行70周年記念事業の目的

真岡市市制施行70周年の記念の年を迎えるにあたり、市制施行70周年記念し、市内外に 真岡の魅力を発信し、また、地域の絆を深める様々な事業を、市全体が団結し70周年を盛り 上げるため市民と協働して実施していくことを目的とする。

3. 対象期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで 1年間

4. 協賛事業とする対象とその事業

協賛事業の対象となる事業は、市内で実施される事業であり、かつ次の各号のいずれかに該 当するものとする。

- (1) 市制施行70周年を広く周知し、気運の醸成が見込まれる事業
- (2) 市の魅力を内外に発信し、認知度の向上が見込まれる事業
- (3) 市を活性化させ、未来に向けた賑わいの創出が見込まれる事業
- (4) その他実行委員会が適当と認める事業

5. 事業経費

事業経費は、主催者の負担とする。

6. 協賛事業の手続き

主催者は、当該事業が実施される期日の原則2ヶ月前までに、「真岡市市制施行70周年記念協賛事業実施申請書」と申請書に記載の添付書類を併せて提出することとする。ただし、主催者が次の各号に該当する場合は、この限りではない。

- (1)市および市の関係機関
- (2)新聞、テレビ、雑誌等報道関係機関
- (3)前2号に定めるもののほか、実行委員会が適当と認める者

7. 事業の承認

実行委員会は、申請があった時にはその内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、これを承認し、「真岡市市制施行70周年記念協賛事業承認通知書」により主催者に通知するものとする。

- (1)法令および公序良俗に反し、またはその恐れがあると認められるとき。
- (2)市、協賛事業およびロゴマーク等の信用または品位を害するものと認められるとき。
- (3) 政党もしくは宗教団体の活動、またはその恐れがある事業と認められるとき。
- (4)暴力団または暴力団員などの反社会勢力、もしくは、これらと密接な関係を有している者が関与している事業
- (5)前各号に掲げるもののほか、その使用が不適切であると認められるとき。

8. 計画変更等の申請

主催者は、事業内容その他に変更又は中止があったときは、速やかにその旨を実行委員会に届出をするものとする。

9. 承認の取消し

承認した事業が当初の趣旨に反するなど、協賛事業として承認することが不適当であると認めるに至ったときは、承認を取り消すことがある。

10. 事業への協力

協賛事業について、実行委員会は次の各号について協力できるものとする。

- (1)市広報媒体による広報への掲載協力
- (2)のぼり旗等の貸出
- (3)その他実行委員会が認めるもの

11. 実施報告

主催者は当該事業が終了したのち、速やかに「真岡市市制施行70周年記念協賛事業実績報告書」に必要な資料を添付し、提出するものとする。

12. ロゴマーク等を使用した成果品等の提出

主催者は、ロゴマーク等を使用した物(印刷物や商品等)について、完成後30日以内に、その成果品を実行委員会に提出するものとする。ただし、完成品の提出が困難なものについては、その写真の提出をもって代えることができるものとする。

13. プレ事業

対象期間の前年度に本要件を満たす事業を実施する場合は、名称を「真岡市市制施行70周年記念プレ事業」として、承認できるものとする。

14. その他

この要項に定めるもののほか、協賛事業およびロゴマーク等の使用に関し必要な事項は、実行委員会が協議するものとする。

15. 施行

この要項は、実行委員会で承認された日から施行し、令和 5 年4月1日から適用する。また、 令和7年4月30日限り、効力を失う。